

令和 2 年度

三浦市健全化判断比率等及び
資金不足比率等審査意見書

三 浦 市 監 査 委 員

浦監発第082602号
令和3年8月26日

三浦市長 吉 田 英 男 様

三浦市監査委員 長 治 克 行

三浦市監査委員 出 口 眞 琴

令和2年度決算に基づく健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見
書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率及び附属書類を審査したので、その意見を次のとおり提出する。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見書

1 審査の対象

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和3年7月21日から令和3年8月5日まで

3 審査の方法

令和2年度決算に基づく健全化判断比率が、その算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、適正な数値が記載され、正しく計算がなされているかについて確認するとともに、必要に応じて関係職員に説明を求め、健全化判断比率及び当該書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査した。

4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

比率区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
(1) 実質赤字比率	— (13.30)	— (13.36)	— (13.36)
(2) 連結実質赤字比率	— (18.30)	— (18.36)	— (18.36)
(3) 実質公債費比率	13.5 (25.0)	14.5 (25.0)	16.0 (25.0)
(4) 将来負担比率	118.6 (350.0)	162.3 (350.0)	156.8 (350.0)

(注) () 内は、各比率の早期健全化基準である。

- (1) 実質赤字比率について 実質赤字額はなかった。
- (2) 連結実質赤字比率について 連結実質赤字額はなかった。
- (3) 実質公債費比率について 実質公債費比率は前年度と比較すると 1.0ポイント減の 13.5%となっている。
- (4) 将来負担比率について 将来負担比率は 118.6%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

将来負担比率を前年度と比較すると 43.7ポイントの減となっている。

5 意見

実質公債費比率及び将来負担比率のいずれも、令和元年度に比して改善傾向にある。特に将来負担比率については、大幅に改善しており、早期健全化基準を大きく下回っている。

しかし、依然として厳しい財政状況であることに変わりはないので、引き続き実質公債費比率の適正管理に取り組んでほしい。

令和２年度決算に基づく資金不足比率等審査意見書

１ 審査の対象

令和２年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

２ 審査の期間

令和３年７月21日から令和３年８月５日まで

３ 審査の方法

令和２年度決算に基づく資金不足比率が、その算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、適正な数値が記載され、正しく計算がなされているかについて確認するとともに、必要に応じて関係職員に説明を求め、資金不足比率及び当該書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査した。

４ 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：％)

会計の名称	資金不足比率			経営健全化 基 準
	令和２年度	令和元年度	平成30年度	
(１) 三浦市市場事業 特 別 会 計	—	—	—	20.0
(２) 三 浦 市 病 院 事 業 会 計	—	—	—	
(３) 三 浦 市 水 道 事 業 会 計	—	—	—	
(４) 三浦市公共下水道 事 業 会 計	—	—	—	

- (１) 三浦市市場事業特別会計について 資金不足額はなかった。
- (２) 三浦市病院事業会計について 資金不足額はなかった。
- (３) 三浦市水道事業会計について 資金不足額はなかった。
- (４) 三浦市公共下水道事業会計について 資金不足額はなかった。

５ 意見

いずれの会計についても資金不足額はなかった。市場事業特別会計については、一般会計からの基準外の繰出金が支出されているが、これは国庫補助金を原資とした新型コロナウイルス感染症対応の経費の補填である。また、病院事業会計についても同様であり、いずれも一時的なものであろう。

しかし、水道事業会計については、令和元年度に引き続き令和２年度も一般会計から地方公営企業繰出基準外の補助金が支出されており、公共下水道事業会計に至っては、地方公営企業法全部適用以前から毎年一般会計からの基準外の繰出金が支出され、同法適用後の令和２年度も一般会計から地方公営企業繰出基準外の補助金が支出されており、事業の性格上、構造的に一般会計からの財政的支援を必要とするものとなっている。

依然厳しい本市の財政状況を踏まえ、今後も資金不足額を出すことのないよう、将来を見据え、計画的な経営に取り組まれない。